明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

**基準日設定につき通知公告**

当社は、平成三十年五月九日を基準日と定め、同日午後一時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成三十年四月二十四日

東京都新宿区西新宿二丁目四番一号

株式会社ダイフレックス

代表取締役　三浦　吉晴

**基準日設定につき通知公告**

当社は、平成三十年五月九日を基準日と定め、同日午後一時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成三十年四月二十四日

東京都渋谷区代々木三丁目二四番三号

ディックプルーフィング株式会社

代表取締役　三浦　吉晴

**基準日設定につき通知公告**

当社は、平成三十年五月九日を基準日と定め、同日午後一時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成三十年四月二十四日

東京都新宿区西新宿二丁目四番一号

株式会社ＤＣＳ

代表取締役　三浦　慶政

**基準日設定につき通知公告**

当社は、平成三十年五月九日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成三十年四月二十四日

山口県周南市大字櫛ケ浜一三四番地の五

株式会社フロンティア

代表取締役　山田　紀之

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成三十年五月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年四月二十四日

埼玉県狭山市広瀬台二丁目一〇番一四号

株式会社カワショウ

代表取締役　川村　健一

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成三十年五月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

平成三十年四月二十四日

東京都三鷹市中原一丁目八番二四号

株式会社フォー

代表取締役　露木　耿二

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成三十年五月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年四月二十四日

神奈川県横浜市西区北幸二丁目八番一九号

株式会社加藤組鉄工所

代表取締役　加藤　卓郎

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成三十年五月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年四月二十四日

鹿児島市荒田二丁目五六番一〇号

日本システム株式会社

代表取締役　西田　秀利

**合併につき株券等提出公告**

当社は、安藤ビル株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成三十年六月一日までに当社にご提出下さい。

平成三十年四月二十四日

東京都杉並区善福寺一丁目二九番二七号

株式会社藤屋

代表取締役　安藤　佳幸

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者であるサンホー・ソン及び相澤博が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成三十年四月二十四日

東京都港区西麻布四丁目一六番一三号西麻布二八森ビル一〇階

Ｒｅｉｍｅｉ　Ｇｌｏｂａｌ　Ａｄｖｉｓｏｒｓ　Ｐｔｅ．Ｌｔｄ．

日本における代表者　サンホー・ソン

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者であるジョー・モスカトが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年四月二十四日

神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目七番一号

キャタピラー・サービセス・リミテッド

日本における代表者　ジョー・モスカト

**限定承認公告**

本籍東京都墨田区京島一丁目四六番地、最後の住所埼玉県所沢市泉町一七九二番地の二新所沢サンハイツ二〇三

被相続人　亡　原　忠宣

右被相続人は平成二十九年十二月二十二日死亡し、その相続人は平成三十年四月十二日さいたま家庭裁判所川越支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十四日

東京都東村山市美住町一丁目四番地一一

相続財産管理人　原　眞知子

東京都立川市緑町四番地の四立川北口薬局ビル四階三多摩法律事務所

代理人弁護士　山口　真美

**組織変更公告及び合併公告**

甲は、合同会社に組織変更することにいたしました。

また、甲の組織変更の効力発生を条件として、左記会社は合併して、甲（平成三十年五月二十五日に、株式会社ＤＭＭ．ｃｏｍから合同会社に組織変更し、本合併の効力発生日においては合同会社ＤＭＭ．ｃｏｍ）は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この組織変更及び合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）（乙）ともに

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成三十年一月十七日

掲載頁　十一頁

平成三十年四月二十四日

東京都港区六本木三丁目二番一号

（甲）株式会社ＤＭＭ．ｃｏｍ

代表取締役　片桐　孝憲

東京都港区六本木三丁目二番一号

（乙）株式会社ＤＭＭ．ｃｏｍラボ

代表取締役　片桐　孝憲

**正誤**

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 五九 | 下 | 一二 | 「一二百分の五十（終りから） | 百分の五十）」 |

平成三十年三月二十八日（号外第六十七号）公布農林水産省令第十五号（特別会計に関する法律施行令第十六条第一項第四号の規定に基づく農業再保険事業等の再保険金等の概算払の額の限度に関する省令）

（原稿誤り）

平成三十年三月三十日（号外第七十号）公布農林水産省令第十八号（農業保険法施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

八九ページ下段終りから九行目から八行目の「同項の基準収穫量」とあるのは」は削除する。

平成三十年三月二十七日（号外第六十六号）農林水産省告示第六百二十六号（農業保険法施行規則第二条第一項の負担金交付区分を定める件）

（印刷誤り）

五九ページ下段一二行目

「共済事業の種類　負担金交付区分」は、「共済事業の種類　負担金交付区分」の誤り。

平成三十年三月二十八日（号外第六十七号）農林水産省告示第六百五十九号（任意共済損害認定準則を定める件）

（原稿誤り）

七四　下　一六　生じた損害につき共済金をいて共済金を

（印刷誤り）

七四　下　四　には、第一　には、第一

◉号外　四月二十四日付第九一号六十三日付衆会第五号六四ページ●四ページ●同日付政府調達第七六号三二ページ●二月一ジ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）